

質疑要旨 現在職員の市内居住率についての見解をお聞かせください。

答弁要旨

職員の市内居住率については、それぞれの自治体の面積、都市形態、交通機関の整備状況等によって違いが生じるものであります。

しかしながら、職員が市内に多く居住することについては、地域活動への貢献や地域コミュニティーとの円滑な連携、税収面や防災への対応などの観点からも望ましく、一概に理想的な数値を申し上げることは困難ではあります。職員の市内居住率を高める取組みを継続して行っていきたいと考えております。

以上

長崎議員 1002 作成部局 総務局 No.1

質問要旨 これまでこの制度（市内転入者への住居手当加算）を利用し何人の職員が市内に転入したのか。また、転入者にかかる持家と借家の割合は。

答弁要旨

近年の職員の市内居住率は低下傾向にあり、とりわけ、新規採用者に係る市内居住率が職員全体の率を下回っている実情等を踏まえ、市外から市内に転入し、持家又は借家に居住する職員を対象に、住居手当の加算措置制度を平成24年4月から導入し、職員の市内居住率の向上に努めております。

制度導入後、市内へ転入し、その適用を受けた者は162名で、そのうち持家が9名で約6%、借家が153名で約94%となっております。

以上

長崎議員 1003 作成部局 総務局 No.1

質問要旨 加算対象者の大多数が借家ということだが、
これで果たして定住化につながっているのか。

答弁要旨

本制度導入にあたりましては、庁内に会議体を設け、幅広い視点から検討を進めました。その検討過程では、住宅の購入を検討する際には、以前に一度住んだことのある地域の方が愛着や安心感が湧き、その地に家を購入する可能性が高まるといった住宅購入者のアンケート結果等も参考とし、まずは市内での居住経験を持つことが将来的な定住につながるとの考えのもと、賃貸も対象とした制度設計を行ったものであります。

現在、加算措置適用者のうち借家の者についても、将来、市内での住宅購入につながることを期待できるものと考えております。

以上

長崎議員 1004 作成部局 総務局 No.1

質問要旨 平成27年3月現在で、一度加算措置の適用を受けた後、再び市外へ転出した職員は何名いるのか。その要因も合わせてお答えください。

答弁要旨

これまでに、加算措置対象者が、再度市外へ転出した例は11件となっております。

なお、転出の理由については、それぞれに家庭等の様々な事情があるものと認識しており、詳細まで把握しておりません。

以上

長崎議員 1005 作成部局 総務局 No.1

質疑要旨 職員の市内居住促進に関して、これまでの取り組みの中で何が問題なのか、これまでの取り組みを踏まえ率直な感想を。

答弁要旨

職員の市内居住促進策として、これまでも幾つかの対策を講じてまいりましたが、市内居住率は年々低下傾向にあります。その主な要因といたしましては、近年、採用試験受験者の市外居住者の割合が高いことが挙げられます。

先ほども申し上げましたとおり、市内居住率が一層高まることが望ましいと考えておりますことから、職員に対しても機会を捉えて市内居住を勧めておりますが、既に結婚や住宅購入を経験し、ある程度居住地が定まっている場合など、様々な家庭事情等があることを踏まえると、難しい課題であると考えております。

以上

長崎議員 1006 作成部局 総務局 No.1

質問要旨 この制度の適用者は借家の者が大多数であり、定住化につながるかどうか未知数で、今後も効果が期待できるか疑問である。廃止を急ぐべきではないのか。

答弁要旨

制度導入以降、加算適用者は162名で、うち9名が市内で持家者となっている実績からも、市内居住促進に一定の成果が得られているものと認識しております。

また、先程も申し上げましたとおり、借家であっても、まずは市内での居住経験を持つことが将来的な定住につながるものと考えており、引き続き、制度運用を図って参りたいと考えております。

なお、この加算措置については、市外から市内へ転入することで通勤手当額の縮減が図られることから、加算額については、制度導入当時の市外居住者と市内居住者の通勤手当の平均支給額の差額相当額の1万円とすることで、新たな財政負担を生じさせない範囲で設定しております。

以上

質疑要旨 県内の自治体における職員の市内居住率を見ても、本市職員の市内居住率の低さが目立つ。今後、この課題をどう克服していくのか。

答弁要旨

各自治体の職員の市内居住率については、それぞれの自治体の面積、都市形態、交通機関の整備状況等によって違いが生じることから、単純に他市との比較を行うことは適当ではありませんが、参考までに、阪神間各市の数値を見ますと、本市と類似したものとなっています。

しかしながら、職員が市内に多く居住することは望ましいことであるため、特に採用予定者には市長を筆頭に機会を捉えて市内居住を勧めており、職員に対しても市内居住の意義を伝えているところであります。今後も引き続き、現在実施している住居手当加算措置の運用も活用しながら、積極的に市内居住促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1008

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 教育委員会は、道徳の教科化における新聞等に見られるメディアの反応をどの様に捉えているか。

[答弁要旨]

道徳の教科化につきましては、平成26年10月、中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」が出されており、現在文部科学省においては、学習指導要領の一部改正に向けて、その取り組みが進められているところでございます。

新聞等のメディアはそれぞれの考えに基づき、様々な意見を発表しているものと認識しておりますが、本市といたしましては、今後とも国の動向に注視し、必要な対応をはかってまいります。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1009

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 道徳教育における教員の指導力について
いかがお考えか。

[答弁要旨]

道徳教育は、学校の教育活動全体を通して実施するものであり、なかでも道徳の授業はその中心となることから教員の指導力向上は不可欠なものでございます。

そのため各学校におきましては、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を整備する中で、教材や授業方法の検討など道徳教育の充実に努めています。

また、教育総合センターにおける研修や道徳研究会での授業公開などを実施する中で、教員の指導力向上を図っているところでございます。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1010

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 道徳の教科化まで残りの期間は限られています。どの様に教員の指導力を向上させていくのか。

[答弁要旨]

先ほども答弁いたしましたように、各学校においては道徳教育推進教師が中心となり、道徳の指導力向上に向けた研修会等を実施するとともに、全市的な道徳研究会においても研究を進めているところでございます。また、文部科学省発行の「私たちの道徳」活用のための指導資料を各学校へ配布し、その活用についても周知したところであります。

今後引き続き、道徳の指導力向上に努めるとともに、教科化に向けた国の動向に注視し、適切に対応してまいります。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1011

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 「私たちの道徳」を家庭に持ち帰らせる件
について、文科省が3度、通知を出しているが、その
内容について説明してほしい。

[答弁要旨]

文部科学省からの通知につきましては、「私たちの
道徳」を、学校に備え置くのではなく、児童生徒が家庭
に持ち帰って家庭や地域等でも活用できるよう、対象
児童生徒一人一人に確実に配布することを依頼した
内容でございます。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1012 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 本市の小中公立校の、「私たちの道徳」の活用は、どのような状況か。

[答弁要旨]

「私たちの道徳」につきましては、本市の全ての小・中学校におきまして、児童生徒一人一人に配布されるとともに、家庭にも持ち帰らせているところでございます。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1013

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 「私たちの道徳」の活用について、道徳の授業だけではなく、各教科や特別な活動など様々な場面で活用が可能だと思いが所見を聞きたい。

[答弁要旨]

「私たちの道徳」の活用につきましては、文部科学省からの通知文でも「道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することが期待される」と記載されておりますことから、様々な場面での活用が可能であると認識しております。

本市の小・中学校におきましては、多くの学校で、道徳の時間だけでなく、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等で使用しているところであります。

また、学校通信や参観日等の機会を捉えて、家庭や地域での活用に関しても、呼びかけているところでございます。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1014

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 一年間、「私たちの道徳」を使用して、教員等の評価は如何か。

[答弁要旨]

「私たちの道徳」につきましては、今年度から使用したばかりであり、また、『「私たちの道徳」活用のための指導資料』につきましても、平成27年2月末に送られておりますことから、現時点では、教員等の評価については、把握しておりませんが、~~今後、活用状況等については、調査してまいります。~~ 適切に活用されるものであると承知しております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1015

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 子どもたちがテレビやDVDを見たりゲーム等をしていたりしている割合や、有意義に過ごせていない実態をどのように捉えているか見解を伺いたい。

[答弁要旨]

文部科学省によると、土曜日に様々な経験を積んでいる子どもたちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも存在するといわれており、一般的には私もそのような感想を持っております。

ご質問の土曜日における過ごし方でございますが、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、土曜日にテレビやDVDを見たり、ゲーム等をして過ごしている本市の子どもたちの割合は、小学校では平均20.0%、中学校では平均15.8%と、全国と同程度の割合を示しております。

(次ページへつづく)

本市における土曜日の児童生徒の過ごし方は、中学生においては、多くはクラブ活動や家庭学習、習い事、家族や友達と過ごす時間に費やしており、これは小学生においても地域スポーツを含め、ほぼ同様な過ごし方をしているものと捉えております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員 1016 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 学社連携推進事業をスタートする上での
庁内の調整や連携はどのように図るのか。

答弁要旨

学社連携推進事業の「地域による土曜学習支援モデル事業」につきましては、子どもたちが、より豊かで有意義な土曜日を過ごせるよう、年に数回、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実行するモデル的な取組を支援するものでございます。

事業の実施にあたりましては、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力が必要となることに加え、様々な実施場所が想定されますことから、学校や生涯学習関連施設はもちろん、庁内の関係部局とも調整・連携を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この事業は、地域の方々为主体となっていていただくものでありますことから、まずは、モデル的に実施していきたいと考えており、拡大については、十分な検証が必要であると考えております。 (以 上)

＜教育長答弁＞

長崎議員 1017 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 学社連携推進事業における今後の補助制度の活用についての見解は。

答弁要旨

この事業は、文部科学省の「土曜日の教育活動推進プラン」事業を利用するなか、コーディネーター等地域でご協力いただく方々への謝礼や消耗品等を予算案として計上いたしており、その財源につきましては、国・県・市それぞれ3分の1の負担としております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1018 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 地域での交わりや絆が道德心を高めると
思うが、ご所見を聞きたい。

〔答弁要旨〕

ご指摘のように、子どもたちが自分たちの住む地域
において、多くの地域の方々との交流や体験活動を通
して、人間関係を培ったり、生き方について学ぶことは、
子どもたちの道德心を高める上でも有意義なものであ
ると認識しております。

以 上

＜教育長答弁＞

長崎議員1019

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 地域社会を学校へ向かわせて地域社会の再生と同時に道徳を捉えるべきと考えておりますが、ご意見を伺いたい。

[答弁要旨]

先程も申しましたとおり、子どもたちが自分たちの住む地域において、人間関係を培ったり、生き方について学ぶことは、子どもたちの道徳心を高める上でも有意義なものであると認識しております。

それを踏まえて、地域コミュニティが活性化され、そのことが、子どもたちに良い影響をあたえることは、望ましいものと考えております。

以 上

＜教育長答弁＞

長崎議員1020 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 子どもたちの土曜の過ごし方、教員の問題等かかえる事情はどこも同じと思うが、土曜授業を実施している自治体と本市とは何が違うか。

[答弁要旨]

子どもたちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、様々な形態があります。

文部科学省では、「土曜授業」や「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要としており、本市では、その趣旨のもと、以前より中学校において、学力向上クリエイティブ事業の中で、土曜日における自主的な学習を行っており、また来年度、小学校で地域の力を活用した土曜日の学社連携推進事業をモデル的に計画しているところであり

(次ページに続く)

ます。

また、本市の多くの子どもたちは、野球、サッカー、バスケットボール等の地域スポーツや習い事、さらに、子どもクラブに参加している実態があり、こうした活動が土曜日においても定着しているところでございます。

こうしたことから、ご指摘の鹿児島県とは手法が異なるものと認識しております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員1021 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 土曜授業を行う上での決定権はどこにあるのか。実施する場合、県教育委員会との関係や学校職員の調整はどのように行われるのか。

[答弁要旨]

平成25年11月の学校教育法施行規則の改正に伴い、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であるとされたところでございます。

ご質問の実施を仮定した場合における県教育委員会等との調整につきましては、一定必要があると思いますが、具体的な方法については、現在、考えておりません。

以上

(教育長答弁)

長崎議員 1022

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 土曜授業を実施するにあたって、教職員組合との調整・合意は、必要なのか。

答弁要旨

土曜日等に教職員が勤務した場合は、現行の週休日の振り替えによって対応できると考えており、教職員組合との合意は必要ありませんが、現時点で教育委員会として土曜授業の実施を考えておりません。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員 1023

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 総合教育会議で土曜授業の実施がテーマとなった場合、教育委員会と首長のどちらに最終判断を下す権限があるのか。

〔答弁要旨〕

教育委員会は独立した執行機関であり、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、事務を担い執行する権限を有しております。また、地方公共団体の統括者である首長は、これまでと同様、教育行政における予算の編成・執行や条例提案などの権限を有しております。

議員ご質問の土曜授業の実施など、教育課程に関することは、教育委員会の職務権限にかかる事項でございます。

ただし、総合教育会議において協議事項にすることは可能であると考えます。

以上

＜市長答弁＞

長崎議員 1024 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 教育委員会制度の見直しで市長の権限が増すと、市長のビジョンを土曜授業に活かせると思いますが所見をお聞かせください。

〔答弁要旨〕

私としましては、子どもたちの健やかな成長のために、学校、家庭、地域が連携し、土曜日の教育環境を豊かなものにすることは望ましいと考えております。

そういった意味で、現在行われている、学力向上クリエイト事業を活用した土曜学習や、次年度小学校でモデル的に実施される予定の、地域の力を活用した土曜日の学社連携推進事業が、より充実したものになるよう願っております。

以上